

※ この資料は、委員会において非公開審議となった意見聴取事項に係る添付資料であり、プライバシーを保護するため、公開用に修正しています。

借受者（No.4）に係る裁判手続の実施について （連帯保証人の法定相続人に対する請求事案）

平成25年10月1日時点で滞納金額が裁判着手の基準額である100万円以上となった借受者（No.4）について、次により裁判手続の着手に向けた検討を行うものです。

なお、検討に当たっては、次の検討課題の検証が必要であると考えております。

【 検討課題 】

- ① 連絡対象者が裁判による解決を望んでいることが確認できていないため、訴訟提起前に民事調停の手続を取る必要があること。
- ② 連帯保証人が死去しているため、同時に法定相続人に対する返還請求手続を行う必要があること。

なお、借受者及び連絡対象者以外の法定相続人に対して返還請求を行う場合は、これまでに当該法定相続人に対して事情の説明や請求が行われていないことから、それらを行う必要があること。

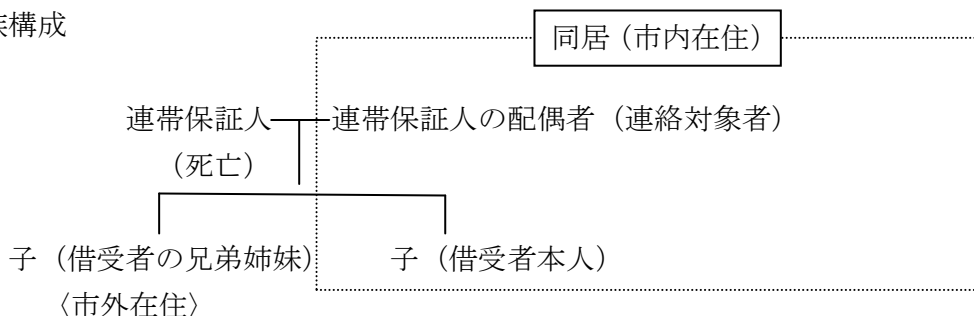
1 裁判対象者の状況等

(1) 裁判対象者

No	借受者	裁 判 対 象 者	滞 納 金 額
4	D	借受者 D 連帯保証人相続人 W-1・2	108万円

(2) 裁判対象者の概況

ア 家族構成



イ 世帯状況・資産状況

(ア) 借受者は、連絡対象者である親との2人世帯であり、市営住宅に住んでおり、外形上不動産及び自家用車等の資産保有も認められない。

(イ) 連絡対象者は、高齢で体調不良のため、なかなか面談に応じてもらえず、世帯状況が正確に把握できていない。

また、連絡対象者が借受者との面談を拒否しているため、これまで借受者との面談も実現できていない。

(ウ) 借受者の兄弟姉妹の世帯状況等については、今まで本人との連絡を取ったことがないため、把握ができていない。

2 これまでの面談経過について

連帯保証人が死亡していたため、平成21年6月以降、連絡対象者を窓口として、お詫びのうえ、制度変更についての説明を行い、返還手続きに応じてもらえるよう依頼するため、訪問を繰り返したが、不在であることが多く、在宅で面談に応じてくれたときも、借りたのは連帯保証人であるとして、これまでの間、返還手続きに応じる意思は示されなかった。なお、訴訟で争う意思についても示されていない。

3 裁判手続の相手方について（連帯保証人の相続人に対する請求の検討）

本件借受者については、上記のとおり連帯保証人が亡くなっているため、これまで、借受者のみを対象に、返還手続きに応じてもらえるよう連絡対象者を窓口として、働きかけを行ってきた。

しかし、本市の取扱いとしては、「京都市債権管理マニュアル（改訂版）平成24年7月 行財政局財政部財産活用促進課」（以下「債権マニュアル」という。）において、債務者が死亡している場合は、法定相続人に対し、法定相続分の割合に応じて催告を行うこととされており、本市の債権管理方針として、相続人に対し請求することが定められているため、適正な債権管理の観点から、相続人に対する請求を行う必要がある。

4 相続人請求を行う場合の対応

法定相続人のうち連絡対象者及び借受者については、これまでから訪問等を行ってきたが、借受者の兄弟姉妹に対しては、これまでの間、連絡を取っておらず、全く接触することができていない。このため、借受者の兄弟姉妹への連絡については、裁判手続着手の場合における借受者本人への対応に準じ、慎重に対応する必要があるため、最初に最終催告の半年前となる催告時を目安とし、連絡対象者に対して連帯保証人の相続人への説明依頼を行った。

5 今後のスケジュールについて（予定）

(1) 納付催促（最終催告まで（平成25年11月～平成26年3月末 約5箇月））

ア 借受者及び連絡対象者

平成25年12月2日 特別催告の実施

イ 法定相続人

平成25年11月から 面談を依頼する文書の送付及び訪問の実施

平成26年2月末 特別催告の実施

(2) 最終催告の実施（平成26年4月上旬）

指定納入期限内（通知後2週間程度）に納入がなかった場合は、民事調停の申立てを実施（訴訟で争う意思を示された場合は、民事訴訟の提起を検討）

(3) 民事調停の申立て（平成26年4月中旬）

民事調停が不成立となった場合は、民事訴訟の提起を実施

なお、法的措置通知書の送付は、民事訴訟の提起を実施するものを対象とし、民事調停を申し立てる場合は、法的措置通知書の送付は行わないこととする。

※ 上記のスケジュールについては、借受者から返還手続の相談等があった場合は、変更することがある。